

納めLINE

令和2年度第1号

納めてください（標準語）・納めらいん（宮城の方言）・納めLINE（通信紙の名称）

・令和2年度本格的活動スタート

平成21年4月に設立された宮城県地方税滞納整理機構は、今年度設立から12年目を迎えます。

令和2年度の参加自治体は、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、大河原町、山元町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町に宮城県を含めた22団体です。

機構設立当初、事務局は県庁15階の宮城県総務部地方税徴収対策室の1か所のみでしたが、設立10年目を迎えた平成30年度から県北部地域の滞納整理の効率化を図るため、宮城県登米合同庁舎2階にも事務局（登米市駐在）を置き、分散型機構となりました。今年度は宮城県庁に9名、宮城県登米合同庁舎に8名の計17名の職員が配置されています。

例年4月に県税務課が開催している滞納整理基礎研修等は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、機構では室内研修として例年どおりの研修プログラムを進めております。滞納者への事案引受通知書兼納付催告書は、緊急事態宣言解除後の5月18日から送付を開始しました。新型コロナウイルス感染症等にかかる徴収猶予の特例の導入など税務行政の変化に適切に対応しつつ、また、感染防止対策にも留意しながら、参加市町村からの期待に応えるために、参加市町村と密接に連携を図りながら徴収業務全体の向上に取り組み、滞納額のさらなる縮減を目指してまいります。



県庁 徴収第1グループ



登米合同庁舎 徴収第2グループ

・新事務局長挨拶

このたび、宮城県地方税滞納整理機構の事務局長に就任いたしました宮城県総務部地方税徴収対策室長の菅原でございます。

当機構は、国から地方への税源移譲により増加していた個人住民税の滞納額縮減と市町村職員の徴収技術の向上を目的として平成21年に設立され、今年度で12年目を迎えました。

機構では、参加市町村から徴収困難事案を引き受け、滞納者の生活状況等を把握した上で丁寧な納税相談を実施し、滞納処分等の納税緩和措置を適切に適用する一方、担税力がありながら理由なく滞納している事案については、搜索を含む滞納処分を速やかに執行するなど、事案に応じた是々非々の対応を行っております。

こうした機構の取組姿勢が県民に浸透してきたこと、職員一人ひとりが強い使命感と責任感をもって業務に取り組んだこと、さらには参加市町村との連携も相まって、昨年度も目標の40%を超える45.5%の徴収率を達成することができました。

今年度の活動目標は、市町村から約600件の徴収困難事案を引き受け、徴収率40%以上を目指すとともに、市町村税務職員の人材育成に資する取組みを積極的に行い、各市町村の徴収体制の強化も図っていただければと考えております。また、機構の設置期限が今年度末となっていることから、令和3年度以降の機構の方向性も決定していきます。

昨今は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、徴収を取り巻く環境は一層厳しいものがあります。生活困窮者に対しては生活再建を含む丁寧な納税相談に努めるという機構の基本スタンスは、新型コロナウイルス感染症拡大による所得減少者への対応も同じであり、法に基づく納税緩和措置を適用するなど、納税者の実情に応じた適切な対応をとるよう努めてまいります。

言うまでもなく納税は国民の義務であり、大多数の方がきちんと納税していただいている中で、理由なく滞納を続ける滞納者を放置することは、税の公平性の確保という観点から見ることができません。特に東日本大震災からの復興に関わる施策を実施するために、全国の皆様に復興特別所得税の負担などの多大な御支援をいただいている本県としては、滞納額縮減のための自助努力を今後も継続していくことが私たちの責務であると考えています。県民の皆様には、当機構の活動への御理解と、貴重な自主財源である市町村税の納期内納付に御協力いただきますようお願い申し上げます。

・活動結果報告（令和元年度）

令和元年度の宮城県地方税滞納整理機構の活動結果をお知らせします。

○引受案件・滞納金額（本税） 579 件・3 億 9,443 万 3,155 円

○徴収金額（本税） 1 億 7,962 万 6,378 円

○差押件数・差押金額 294 件・2,624 万 7,085 円

令和元年度においても、設立以来蓄積してきた徴収のノウハウを基に、適正な滞納整理に取り組み、引受案件 579 件（3 億 9,443 万 3,155 円）のうち 253 件（1 億 1,208 万 9,589 円）が完納、徴収率は 45.54%となりました。このほか滞納者の生活状況を把握するための納税相談を 84 件行いました。また、滞納者の実情を把握した上で滞納処分等の停止等の納税緩和措置を適用しました。徴収業務のほかにも、徴税職員のスキルアップを目的とした研修会の開催による市町村支援活動、将来を担う若い世代に納税の大切さについて理解を深めていただくために機構職員の出張による中学生を対象とした納税教室の実施、テレビ等のマスメディアを活用した効果的な広報展開を行いました。

・ちょっと教えて?! 税金 Q&A～納税者向けコンテンツ～

問. 新型コロナウイルスの影響により給与が減り、生活していくことで精一杯の状況ですが、税金の納付期限が迫っており困っています。

答. 新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、申請をすることにより、1 年間、納税の猶予（特例制度）を受けることができます。担保の提供は必要なく、延滞金もかかりません。猶予された税金は猶予期間が終了した時点で納付していただく必要がありますが、猶予期間中に分割で納付していくことも可能です。なお、フリーランスやパート、アルバイト等の方も、収入減少などの要件を満たしていれば対象となります。

【対象となる方】

新型コロナウイルスの影響により、令和 2 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期と比べて概ね 20%以上減少しており、一時に納税を行うことが困難である方。

【対象となる税金】

令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来するほぼ全ての税金

【申請手続】

令和 2 年 6 月 30 日又は納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。
申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合には口頭により伺います。
詳しくは猶予を受けたい税金を管轄している機関までお問い合わせください。

【ご意見・ご要望などはこちらにお願いします】

宮城県地方税滞納整理機構

（宮城県総務部地方税徴収対策室内）事務局

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL：022-211-6681

FAX：022-211-2289



おさむね君

滞納整理機構
キャラクター